

## 決算書用語説明

項 目	内 容
歳入歳出決算書	<p>一会計年度の歳入歳出予算の執行の結果・実績を表示する計数(表)をいいます。</p> <p>なお、会計管理者が調製する決算書は、地方自治法に基づき作成しています。</p>
事項別明細書	「款・項・目・節」に区分した、歳入歳出の個々の具体的な内訳です。
実質収支	<p>当該年度の収入済額から支出済額と翌年度へ繰り越すべき財源(繰越事業の支出にあてる財源のうち、すでに収入しているもの)を差し引いたものをいいます。当該年度に本来属すべき収入と支出の差であり、財政状況を判断する一つの基準になります。</p> <p>実質収支 = (歳入総額 - 歳出総額) - 翌年度へ繰り越すべき財源</p>
予算現額	当該年度に執行する全事業のもととなる予算の総額であり、当初予算に補正予算と前年度からの繰越予算を加減した総額をいいます。
調定額	歳入の内容(所属年度・歳入科目・納入金額・納入義務者・納期限)を調査し、決定した金額をいいます。
収入済額	調定された金額のうち、出納閉鎖日(翌年度5月31日)までに納入された金額をいいます。
不納欠損額	調定された金額のうち、時効などにより徴収できないと認定された金額をいいます。
収入未済額	調定された金額のうち、出納閉鎖日までに納入されなかった金額をいいます。
支出済額	予算現額のうち、出納閉鎖日までに支出された金額をいいます。
翌年度繰越額	予算現額のうち、当該年度に事業が終了しなかったことなどにより、翌年度に持ち越した金額をいいます。
不用額	予算現額のうち、執行しなかった額で、当該年度の歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除した残額をいいます。